

## 議案第 50号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立農村総合研修所） について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立農村総合研修所
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市末広温泉町 7 2 3 番地  
鳥取県農業協同組合中央会  
会長 竹 中 登
- 3 指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 理 由 農村総合研修所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県農業協同組合中央会を指定管理者として指定しようとするものである。